

電子メールサービス利用規約

- 第1条（目的） 本規約は全日本放送研究部（以下、AJBRC）の提供する電子メールサービス（以下、本サービス）の利用に関し規定することを目的とする。
- 第2条（利用対象者） 原則としてAJBRCの部員（以下、部員）。
- 第3条（申込方法） 部員は入部と同時に本サービスを利用出来るものとする。その際、info@ajbrc.comへ希望する電子メールアカウントを申し出ることが出来る。ただし、先頭に数字およびピリオド、アンダーバーが付くもの、ピリオドおよびアンダーバーが連続または単価記号直前にある物、英数字およびピリオド、アンダーバー以外の物については指定が出来ない。利用者から電子メールアカウントの指定がない場合は名前の頭文字と苗字をつなげたものをAJBRCが指定する。
また、必要に応じて複数の電子メールアカウントを利用することが出来る。
- 第4条（サービス内容） 電子メールアカウントの保存容量は50メガバイトまでとし送信時の添付ファイル容量は10メガバイトを最大とする。ただし業務に必要な場合は別途info@ajbrc.comへ連絡することにより保存容量を増加させることが出来る。
電子メールの保存期間は部員である間とする。
AJBRCは簡易的に送受信時にウィルスチェックを行う。
- 第5条（利用料金） 部活動業務用の基本サービスである為、部費に含む。
- 第6条（利用までの期間） 入部と同時。ただし、追加のアカウントについては3営業日以内なお、完了日については別途電子メールで通知するものとする。
- 第7条（禁止事項） 本サービスの利用者は次に掲げる利用をしてはならない。
・迷惑メールの送信行為
・その他AJBRCが不適切だと判断した利用
- 第8条（解約） 部員である内は解約出来ない。ただし、規約に違反した場合は利用制限等の処置をする。
- 第9条（制限事項） 利用者が部員である場合は利用者の主電子メールアドレスを部員向け電子メーリングリストに登録する。この電子メーリングリストからは部員である間は削除することは出来ない。
電子メールアカウントの所有権はAJBRCに帰属する。

第10条（損害賠償） 本サービスの利用によって生じた損害に対する保証は部費の範囲を上限とする。

第11条（管轄裁判所） 本サービスの利用に関して紛争が生じたときは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（規約改正） この規約は随時改正出来るものとする。

附則（平成28年5月31日）

第1条 この規約は平成28年5月31日に公布、即日発効とする。

附則（平成28年10月25日）

第1条 第3条を改定する。

第2条 本附則を平成28年10月25日に施行する。